

大学院学則第14条第8号

学校教育法施行規則第156条第6号の規定により、大学院への入学に関し、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣が指定した者に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

事項 大学院 専攻	審 査 基 準	その他研究科が必要と認める書類	備 考
人間総合科学学術院 大学体育スポーツ高度化共同専攻	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。

3年制博士課程 [文部科学大臣指定]

大学院学則第14条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他研究科が必要と認める書類について

事項 大学院 専攻	審 査 基 準	その他研究科が必要と認める書類	備 考
人間総合科学学術院 大学体育スポーツ高度化共同専攻	提出書類を総合的に審査し、修士課程を修了した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし。	修士論文に準ずる論文は、出願書類として取り扱っている。

3年制博士課程 [個別審査]